

令和 8 年 7 月 3 日
北沢総合支所保健福祉センター
健康づくり課

議会の委任による専決処分の報告
(郵便物の後納料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 判明日 令和 8 年 5 月 13 日

(2) 相手方 日本郵便株式会社

(3) 事故内容

北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課より発送する郵便物について、郵便料金を後納支払いとしている。相手方から令和 8 年 4 月 6 日付で令和 8 年 3 月分の請求書が送付され、4 月 30 日が支払い期限になっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが 5 月 13 日に判明した。

2 事後の対応

事故判明後、令和 8 年 3 月分請求額（136,680 円）について、5 月 18 日に相手方への支払いを完了した。

3 損害賠償額

923 円

(支払期限日の翌日の 5 月 1 日から支払いが完了した日の前日 5 月 17 日までの 17 日間に年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息)

4 専決処分日

令和 8 年 6 月 22 日